

～森林組合だより～

木材市況について

新聞報道などにより、世界的なコロナ感染や資源の高騰、さらにロシア産木材の輸入禁止も続く中、道産材のカラマツ材等はこれまでにないほど価格が上昇しております。また燃料高騰により、木材チップを原料とするバイオマス発電の需要も高く、これまで価格低迷が続いていた国産材にとって、新たな展開に期待が寄せられています。この「ウッドショック」により、組合では系統とともに多元的な販売を目指し、これまで以上に森林所有者様に還元できるような事業推進をしておりますので、この機会に皆様が所有している山林の状況確認等、山林の管理方法、各補助事業等、組合にご相談下さい。

また伐採期を迎えた山林も林道が整備されていなければ作業ができないため、当組合では振興局とも連携し、管下の各市町には林道整備等、環境譲与税の利用を要請しております。

原木・工場着 m^3

(単位：円)

素材	規格	日付	12～13 cm	14～18 cm	20 cm以上
カラマツ素材	2.2～2.4m	令和4年1月21日市況	7,000	8,500	9,500
		令和4年5月23日市況	8,500	10,000	11,500
		対比	1,500	1,500	2,000
	3.65m	令和4年1月21日市況	9,000	11,500	12,500
		令和4年5月23日市況	10,500	13,000	14,400
		対比	1,500	1,500	1,900
トドマツ素材	3.65m	令和4年1月21日市況	9,000	11,500	12,500
		令和4年5月23日市況	10,500	13,000	14,000
		対比	1,500	1,500	1,500

原木・工場着 m^3

	日付	カラマツ	トドマツ	広葉樹
パルプ材	令和4年1月21日市況	6,500	6,800	8,500
	令和4年5月23日市況	7,000	7,000	8,700
	対比	500	200	200

上記金額は1本当たりではなく m^3 当たりの単価です。

「現場監督費」の手数料改定について

当組合の森林整備事業手数料は「業務規程」で、現場監督費は「20%以内」と定められておりますが、毎年、その範囲内で現場監督費の手数料を理事会で議決しており、本年度は「16%」としておりましたが、本年5月に指導機関の北海道より、補助金対象事業(造林、下刈り、間伐等)の関係費用(標準単価)の積算から現場監督費を「20%」とするよう指導があり、先般、6月の理事会で「16%から20%に改定」をいたしました。すでに事業が開始されておりますが、事業費より補助金が上回ると、補助金の不正受給として返還命令となり、その場合、今後の補助事業に影響を受けることから、本年4月1日以降の事業の現場監督費の改定についてご理解願います。尚、ご不明な点等がございましたら、当組合までご連絡願います。

第8回 安全大会開催

去る4月27日、当組合の「第8回安全大会」が新十津川町「ゆめりあ」で、関係業者12社の参加により開催されました。安全大会はコロナ感染の影響で、前年、前々年とやむを得ず、中止しており、今回3年ぶりの開催となりました。大会では「滝川労働基準監督署」「空知総合振興局」「林業・木材製造労働災害防止協会」より講師を招き、安全対策の実務等の講話を頂きました。林業の労災事故は建設業の約4倍も多く、当組合及び関係業者とも安全対策には十分対策を講じておりますが、改めて、作業の安全に対する取り組みを誓いました。参加者を代表して(株)津田フォレスト代表取締役の津田卓哉様より「安全の誓い」を宣誓し、終了しました。



庭木などの支障木の処理について

近年、異常気象による大雪、強風や大雨等で地盤が緩み、各地で倒木が発生しております。特に住宅地での倒木があった場合、電線の切断や道路を塞ぐ等の被害が甚大に及ぶこともあります。また水田、畑の近くの木は、日陰により農作物の成長にも影響が及び、また強風で、小枝などが水田、畑に飛び散るなど、ご自身の所有林の管理には十分留意願います。組合では大きくなりすぎた木や枯れた木、老木等の伐採業務の相談を行っております。お見積りは無料ですのでお気軽にご相談ください。



名義変更等の届け出について(お願い)

組合員の皆様におかれましては、日頃より組合運営にご協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。組合員の皆様には、山林の売却、購入、譲渡、相続、また住所の変更等がございましたら、当組合に連絡をお願いします。毎年、組合情報誌、地区別懇談会、総会のご案内通知が不達となる場合が増えておりますのでご理解願います。また令和6年より「相続登記が義務化」されますことから未登記の山林、相続登記をされていない方はお早めに処理されることを推奨します。

また、当組合の定款、規約の閲覧は可能ですので、ご希望がございましたら、事前に当組合にご連絡願います。尚、写し(コピー)は実費をご負担願います。